

我が国におけるカーボンプライシングに係る動向等について

2026年7月21日

環境省



脱炭素先行地域

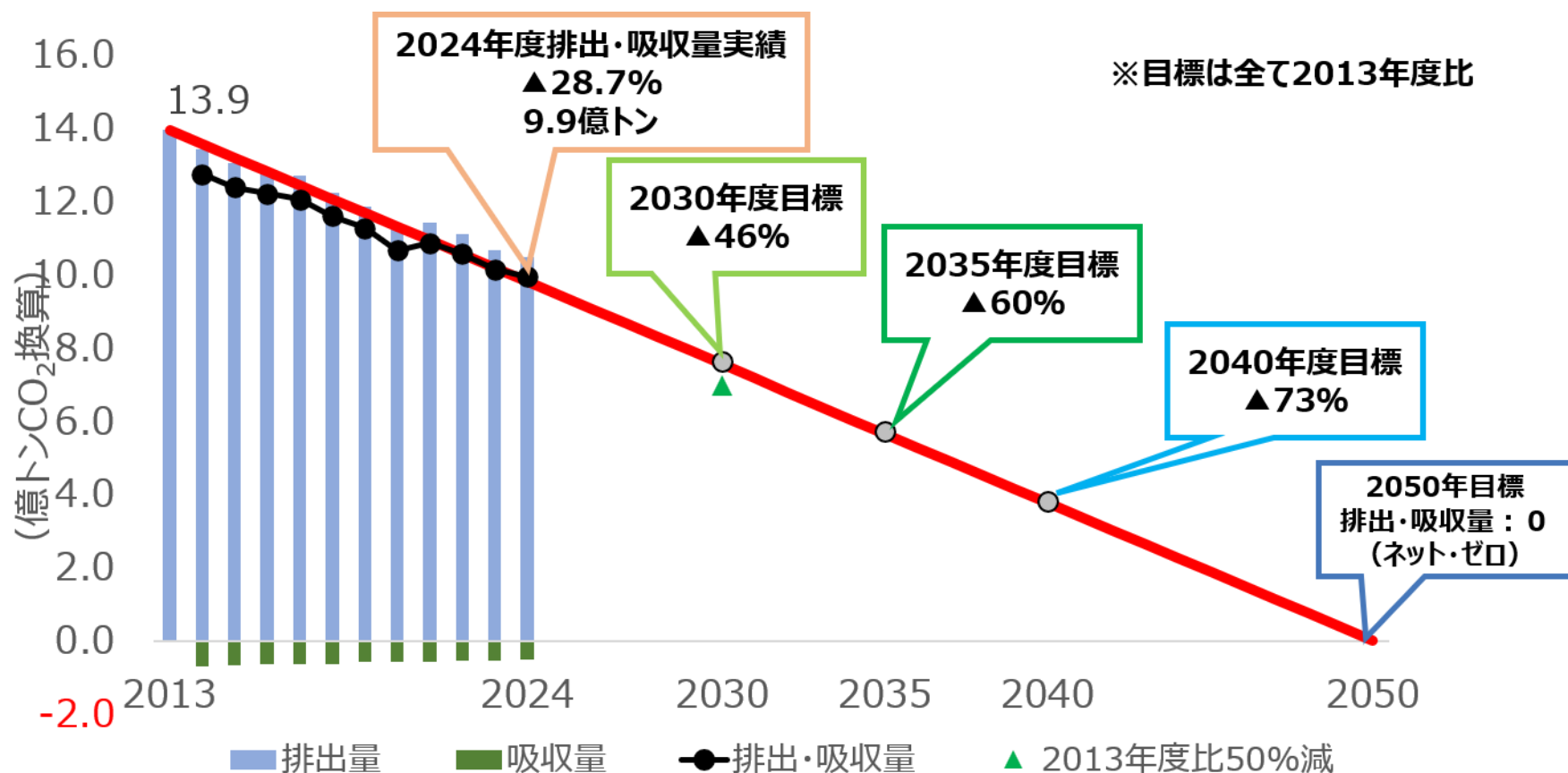


Decarbonization
Leading Area



2050年ネット・ゼロに向けた進捗

- 2024年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は約9億9,400万トン（CO₂換算）（2023年度は約10億1,300万トン）となり、2023年度比1.9%減少（▲約1,880万トン）、2013年度比28.7%減少（▲約3億9,950万トン）。
- 2013年度以降の最低値を記録（初めて10億トンの大台を下回る）し、全体としての減少傾向を継続。



2030年度目標に向けた2024年度実績の進捗

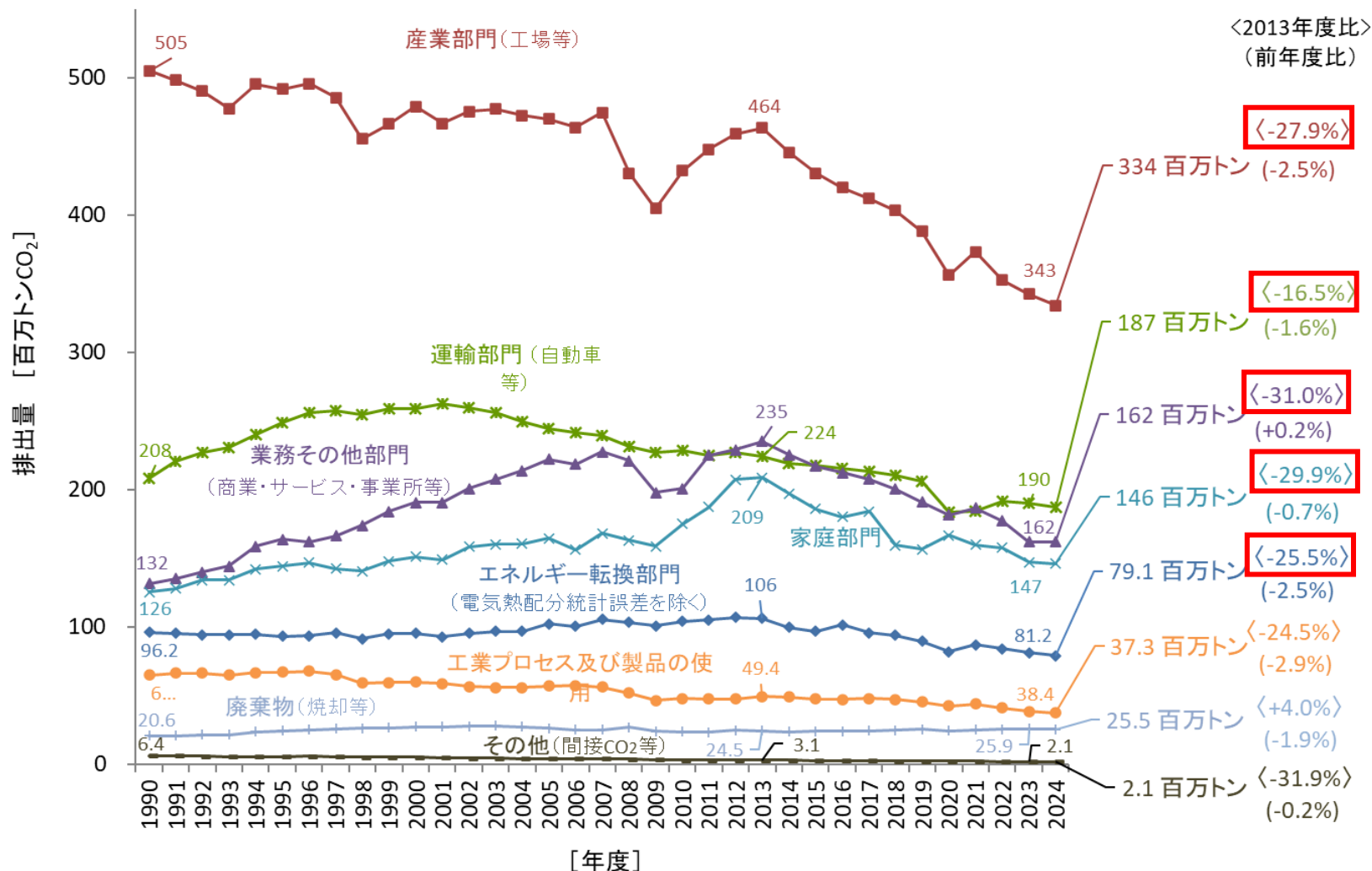
温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：百万t-CO ₂)		2013年度実績※1	2024年度実績※1	2024年度削減率	2030年度削減目標・目安※2
		1,394	994	▲29%	▲46%
エネルギー起源CO ₂		1,235	907	▲27%	▲45%
部門別	産業	464	334	▲28%	▲38%
	業務その他	235	162	▲31%	▲51%
	家庭	209	146	▲30%	▲66%
	運輸	224	187	▲17%	▲35%
	エネルギー転換	104	76.8	▲26%	▲47%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		129	108	▲16%	▲14%
代替フロン等4ガス		28.8	32.2	+12%	▲44%
吸収源		-	▲52.3	-	-
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			

※1 2026年4月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2024年度）の報告値。

※2 エネルギー起源CO₂の各部門は目安の値。

部門別のCO2排出量の推移

■ 2024年度のエネルギー起源CO2排出量は、2013年度比で全ての部門で減少。



日本が進める「GX」の位置付け

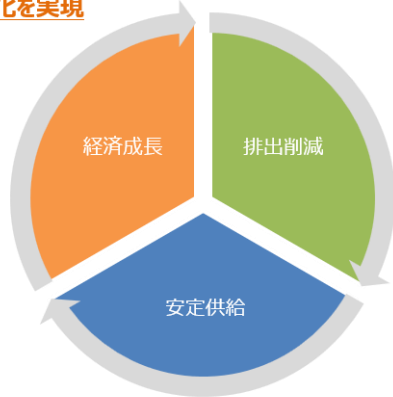
- 2025年11月に「**日本成長戦略本部**」を設置。17の戦略分野の一つとして「**資源・エネルギー安全保障・GX**」が位置づけられている。GX2040ビジョンに基づき、**成長志向型カーボンプライシングを含めた市場創造等に取り組む**こととされている。

- 日本のGXは当初から「**エネルギー安定供給**」・「**経済成長**」・「**脱炭素**」の**同時実現**を目指す取組。**現実的な移行**や各国の事情に応じた“**マルチパス**”など、**世界が日本のGXと同じ方向**を目指し始めており、より世界をリードできる取組としていく。
- **資源・エネルギー安全保障・GXとして成長戦略の検討議題である17の戦略分野に位置付け。「エネルギーの将来戦略が国力を左右する」という認識の下で取りまとめた“GX2040ビジョン”に基づき、GX産業構造や成長志向型カーボンプライシング含めたGX市場創造等に着実に取り組む必要。**

GX2040ビジョンで示す日本のGXの考え方

日本が強みを有する関連技術等を活用し、**経済成長・産業競争力強化**を実現

2050年カーボンニュートラル等の国際公約



- ・ ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心に インフレが発生
- ・ **化石燃料への過度な依存から脱却し、危機にも強いエネルギー需給構造を構築**

日本成長戦略本部（25年11月4日）での総理指示要旨

- この日本成長戦略本部で、**日本の供給構造を抜本的に強化して、「強い経済」を実現するための成長戦略を強力推進**していく。
- 成長戦略の肝は、「危機管理投資」。**リスクや社会課題に対して、先手を打って供給力を抜本的に強化するために、官民連携の戦略的投資を促進**する。**世界共通の課題解決に資する製品、サービス及びインフラを提供**することにより、更なる我が国経済の成長を目指す。

(中略)

- 各戦略分野の供給力強化策として、**複数年度にわたる予算措置**のコミットメントなど、**投資の予見可能性向上につながる措置**の検討を求める。**研究開発、事業化、事業拡大、販路開拓、海外展開**といった事業フェーズを念頭に、**防衛調達など官公庁による調達や規制改革など新たな需要の創出や拡大策の取入れ**を求める。
- これらの措置を通じて実現される、投資内容やその時期、目標額などを含めた「**官民投資ロードマップ**」の**策定**を求める。その中で、**成長率など国富拡大に与えるインパクトについても定量的な見込みを示す**こと。

(略)

日本のエネルギー需給構造強靱化に向けたGX

■ GXについては、**引き続き強力に推進**していくこととしている。

＜ 5月25日 高市総理中東情勢を踏まえた令和8年度補正予算等についての記者会見 ＞

また、エネルギー需給構造を徹底的に強靱（きょうじん）化するため、**G X（グリーン・トランスフォーメーション）を強力に推進**いたします。原子力や再生可能エネルギーなど脱炭素電源を、現在の約3割から2040年度に最大7割程度を目指して引上げていくとともに、省エネ・非化石転換を進めて、化石燃料依存の低減を図ってまいります。

その上で、縮み志向に陥ることなく、ペロブスカイト太陽電池や、原子力、地熱発電など、我が国が強みを持つ危機管理投資を通じて、日本のエネルギー需給構造を強靱化するだけでなく、世界共通の課題であるエネルギー制約を乗り越える製品、技術、インフラの海外展開を強力に推進いたします。**「日本成長戦略」の中で、日本の勝ち筋を明らかにし、GXを日本の成長にしっかりとつなげてまいります。**あわせて、油価高騰の中でも事業活動をコストを抑えて継続するため、省エネが重要であります。経済対策として昨年措置した数千億円規模の予算を最大限活用して更に加速させます。

日本のエネルギー需給構造強靱化に向けたGX

✓ 化石燃料輸入に頼る我が国として、「国産エネルギーの強化」、「化石燃料リスクからの脱却」に向けた構造的な取組を強力に推進し、「強い経済」へとつなげていく。

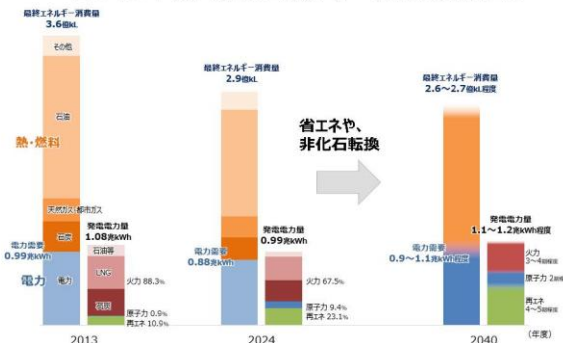
危機管理投資としてのGX

- 「徹底した省エネ」、「非化石転換」を進め、日本全体での化石燃料低減を推進。
- 原子力や再生可能エネルギーなどの「脱炭素電源」の拡大。

成長投資としてのGX

- 我が国が強みを持ち、エネルギー需給構造の強靱化に資する技術を世界に展開することで、日本の成長を実現。
- 研究開発からサプライチェーン強靱化、需要創出まで一体的支援。

2040年に向けたエネルギー需給の見通し



「日本成長戦略」で目指すGXの姿



排出量取引制度に関する動向

- 2025年2月に「**GX2040ビジョン**」を閣議決定、同年5月に**改正GX推進法が成立**。排出量取引制度の開始に向けて、同年12月に制度の大枠を取りまとめ、**今年度から、排出量取引制度が開始**。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

背景・法律の概要

- ✓ 2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、**成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ**。
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（1）**排出量取引制度の法定化**、（2）**資源循環強化のための制度の新設**、（3）**化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化**、（4）**GX分野への財政支援の整備**を行う。

（1）排出量取引制度（GX推進法）

- ① **一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ**
 - 二酸化炭素の直接排出量が**一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化**。
- ② **排出枠の無償割当て（全量無償割当）**
 - トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、**業種特性も考慮した政府指針**に基づき排出枠を無償割当。割当てに当たっては、**製造拠点の国外移転リスク**、GX関連の研究開発の実施状況、**設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案**。
 - 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生じた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ **排出枠取引市場**
 - 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が**排出枠取引市場**を運営。
 - 金融機関・商社等の**制度対象者以外の事業者も**一定の基準を満たせば**取引市場への参加を可能とする**。
- ④ **価格安定化措置**
 - 事業者の投資判断のための**予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等**のため、排出枠の**上下限価格を設定**。
 - 価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したもの**とみなす措置を導入。
 - 価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等**で対応。
- ⑤ **移行計画の策定**
 - 対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める**。

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

（2）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① **再生資源の利用義務化**
 - 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け**。
 - GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② **環境配慮設計の促進**
 - 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設**。
 - 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置**。
- ③ **GXに必要な原材料等の再資源化の促進**
 - 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等**に対し**廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）**を講じ、**回収・再資源化のインセンティブを付与**。
- ④ **CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進**
 - シェアリング等の**CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ**、当該事業者に対し**資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定**。

（3）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- 2028年度より開始する**化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する**。

（4）財政支援（GX推進法）

- 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、**戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填**をする。

GX推進法に基づく排出量取引制度の概要

制度対象業者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 日本全体で300～400社程度、カバー率は我が国全体の温室効果ガス排出量の60%近くとなる見込み。

排出枠取引市場及び価格安定化措置

- 取引価格の過度な高騰又は下落を避けるため、排出枠の上下限価格を設定。
- （排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる場合）排出枠が不足する事業者については、上限価格の支払いで、不足分の排出枠保有義務を履行したものとみなす。
- （一定期間以上、市場価格が下限を下回って低迷する場合）GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、割当基準の強化を検討。

排出枠の割当て及び保有義務

①排出枠の割当て

- 政府は、制度対象事業者に対し、一定の基準（業種別ベンチマーク等）に基づいて算出した排出枠の量を割当て。

②排出実績の算定・報告

- 事業者は自らの排出実績を算定し、第三者機関（登録確認機関）による確認を受けた上で、毎年度国に報告。

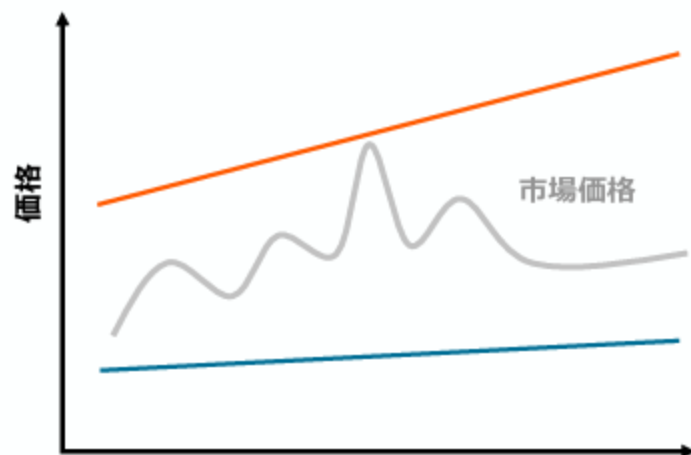
③排出枠の保有

- 毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。

価格安定化措置（上下限価格の設定）

- 本格稼働後の排出量取引制度では、**取引価格の上限・下限**を設定し、その価格帯をあらかじめ示すことで、取引価格の予見可能性を高め、脱炭素投資を促進していく。
- **上限**については、排出枠が不足した場合に、**予め定める価格を支払うことによる義務履行を可能とする**。
- **下限**については、諸外国ではオークションの入札価格を制限することによって措置。他方、2026年度以降の制度導入当初はオークションを措置しないため、**排出枠のリバースオークション**を実施することで需給を機動的に調整する方法や、**将来の割当基準を強化**することにより、価格を維持する。

上下限価格のイメージ



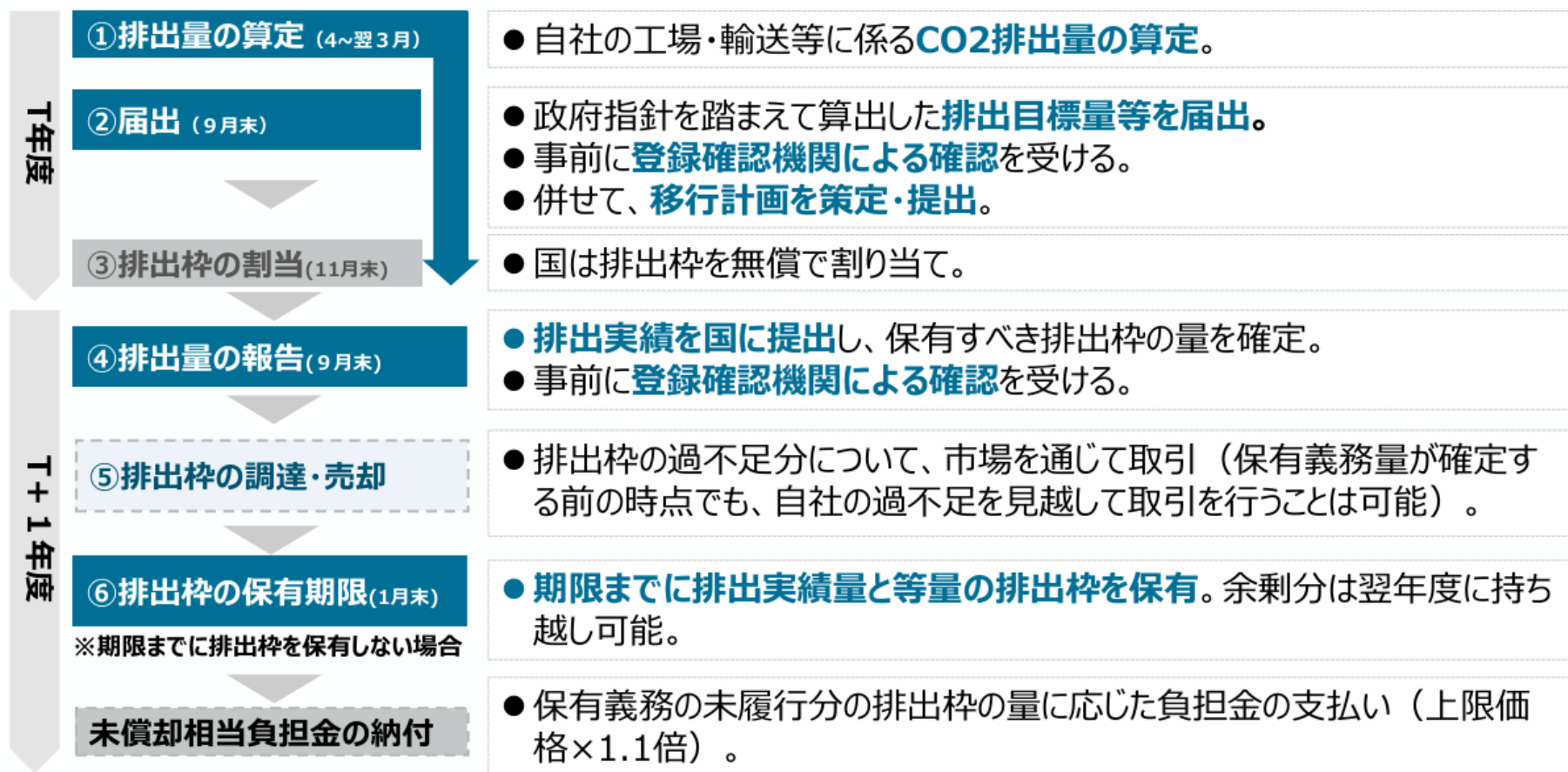
価格高騰対策（上限価格）

- 排出枠価格が高騰した場合には、**予め定めた上限価格を支払うことで、義務履行を可能とする**

価格下落対策（下限価格）

- 市場における取引価格が下限価格を下回る期間が一定の日数以上となる場合には、**リバースオークションを実施し、排出枠の需給バランスを引き締め**。
- リバースオークションを実施したうえで価格が低迷した場合には、**将来の割当の基準を強化**することも検討。
- なお、排出枠の政府オークションを導入する2033年以降は、リバースオークションは行わず、当該オークションにおける入札価格に下限を設けることによって価格を維持することとする。

各年度のスケジュール



2026年度における例外

